

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年9月11日

横浜市契約事務受任者
道路局長 田中 洋介

1 契約の概要

桜木橋緊急点検委託

2 履行(納品)場所

中区桜木町1丁目1-7番地先

3 契約日

令和5年5月31日

4 履行日又は履行期間

令和5年6月1日

5 契約金額

1,144,000円(うち消費税及び地方消費税相当額104,000円)

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市瀬谷区三ツ境2番地24

株式会社カナコン

代表取締役 大木 唯嘉

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

当該歩道橋は5月31日に、今年度発注している歩道橋点検委託で点検しようとしたところ、南側の桁内に大量の水が滞水していることが分かった。早急に水を除去するため緊急措置を行った。また、水が流入した原因の発見と考察をするためには、歩道橋についての専門的な資格が必要であった。

8 契約の相手方の選定理由

今年度、歩道橋点検委託を受託している業者で、履行日に緊急点検に対応できたため。

9 所管課

道路局道路部施設課